

## ○大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則

平成十八年十月一日  
大分県規則第八十号

[大分県認定こども園の認定手続等に関する規則] をここに公布する。

### 大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則 (平二七規則六・改称)

#### (趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「施行規則」という。)及び大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例(平成十八年大分県条例第四十九号。以下「条例」という。)の規定に基づき、幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平二四規則一七・平二七規則六・一部改正)

#### (認定の申請)

第二条 法第四条第一項の規定による認定の申請は、認定こども園の認定申請書(第一号様式)により行わなければならない。

2 前項の認定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 職員配置の基準を満たすことを証する書類
- 二 認定こども園の長及び教育若しくは保育に従事する職員の資格を証する書類又はその写し
- 三 認定こども園の位置及びその周辺の状況を示す地図
- 四 敷地、屋外遊戯場及び園舎の平面図
- 五 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 六 提供するサービスの内容及び利用料
- 七 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
- 八 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類
- 九 保育者の資質向上等の計画に関する書類
- 十 子育て支援事業の内容を説明する書類
- 十一 保育を必要とする子ども以外の子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
- 十二 防災の計画に関する書類
- 十三 教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の写し

- 十四 情報提供等の方法を記載した書類
  - 十五 苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類
  - 十六 法第三条第五項第四号の基準を満たすことを証する書類
  - 十七 条例第五条の基準を満たすことを証する書類
  - 十八 条例別表の第八に規定する過疎地域等における特例の適用を受けようとする場合にあっては、就学前の子どもの教育及び保育の場を確保する必要性を記載した書類並びに市町村長の意見書
  - 十九 その他知事が必要と認める書類
- 3 申請者が学校法人又は社会福祉法人以外の者である場合は、第一項の認定申請書に、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
  - 二 財産目録
  - 三 定款等
- 四 設置について、定款等で定める手続を経たことを証する書類(法人が設置する場合に限る。)
- 五 申請者(法人が設置する場合は代表者)の履歴書
  - 六 役員名簿(法人が設置する場合に限る。)
  - 七 法人の登記事項証明書(法人が設置する場合に限る。)
  - 八 法第三条第五項第三号に係る市町村意見書
- (平二七規則六・一部改正)

第三条 知事は、前条第一項の申請があった場合において、条例第三条各号又は第四条各号に適合すると認め、認定こども園として認定したときは、認定こども園の認定書(第二号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(平二四規則一七・一部改正)

(変更の届出)

第四条 法第二十九条第一項の規定による変更の届出は、変更届出書(第三号様式)により行わなければならない。

(平二七規則六・一部改正、平二七規則七〇・旧第五条繰上・一部改正)

(軽微な変更の範囲)

第五条 施行規則第二十八条第一号の知事が定める数は、周知された一定の募集期間において申込みのあった子どもの利用に応える場合であって、次の各号に掲げる数の一割を超えない数とする。

一 法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする満三歳未満の子どもに係る利用

## 定員

- 二 法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする満三歳以上の子どもに係る利用定員
  - 三 法第四条第一項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員
- 2 施行規則第二十八条第二号の知事が定める事項は、教育保育概要のうち、施設の概要に関する事項を除いた事項とする。

(平二七規則六・一部改正、平二七規則七〇・旧第六条繰上)

## (運営の状況に関する報告)

第六条 法第三十条第一項の規定による報告は、毎年五月一日現在の状況を五月三十一日までに認定こども園運営状況報告書(第四号様式)により行わなければならない。

- 2 施行規則第二十九条第二号及び第三号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 職員配置の状況
  - 二 職員資格の状況
  - 三 当該事業年度の計画と前年度の実績
    - イ 教育及び保育に関する実施内容
    - ロ 保育者の資質の向上等に関する実施内容
    - ハ 子育て支援事業に関する実施内容
  - 四 子どもの入所実績
  - 五 提供しているサービスの内容及び利用料
  - 六 その他知事が必要と認める事項

(平二七規則六・一部改正、平二七規則七〇・旧第七条繰上・一部改正)

## (職員資格)

第七条 条例別表の第二の二のただし書の規定により幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者としようとする場合は、第二条第一項の申請書に、当該者が、認定を受けようとする幼稚園又は保育所等(相当期間運営されている施設に限る。)において、幼児教育又は保育に従事していることを証する書面を添付しなければならない。

- 2 条例別表の第二の三のただし書の規定により保育士の資格を有する者を学級担任としようとする場合は、第二条第一項の申請書に、当該者が、保育士の資格を有し、保育所等において三年以上保育に従事していること、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められる者であること並びに幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っていることを証する書面を添付しなければならない。
- 3 条例別表第二の四のただし書の規定により幼稚園の教員の免許状を有する者を満三歳

以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者としようとする場合は、第二条第一項の申請書に、当該者が、幼稚園の教員の免許状を有し、幼稚園において三年以上幼児教育に従事していること、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められる者であること並びに保育士資格の取得に向けた努力を行っていることを証する書面を添付しなければならない。

- 4 条例別表の第二の三のただし書及び四のただし書の規定により保育士の資格を有する者を学級担任とし、又は幼稚園の教員の免許状を有する者を満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の教育及び保育に従事する者とすることができる期間は、認定の日から起算して五年とする。

(平二七規則六・一部改正、平二七規則七〇・旧第八条繰上)

#### (施設設備)

第八条 条例別表の第三の一のただし書に規定する同表の第三の一のイに掲げる要件を満たす場合とは、次に掲げる要件(条例第四条第一号ロに規定する幼保連携施設にあっては、第二号から第四号までに掲げる要件)を満たす場合とする。

- 一 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等に在籍している子どもが日常的に合同して活動できること。
- 二 運動会等の行事を行う場合には、すべての子どもが一斉に活動できること。
- 三 子どもに対する教育及び保育の提供に関し、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育所等の職員の連携が図られること。
- 四 子どもが幼稚園及び保育所等の間を移動する場合には、健康状態等について適切な引継ぎを行うこと。
- 2 条例別表の第三の一のただし書に規定する同表の第三の一のロに掲げる要件を満たす場合とは、次に掲げる要件を満たす場合とする。
- 一 子どもの移動が、往路及び復路のそれぞれについて、徒歩又は専用の車両の使用により概ね十分以内に行われ、当該移動が精神的及び肉体的に負担とならないものであること。
- 二 徒歩により移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置された安全な移動経路を確保し、複数の保育者を同行させる等必要な措置が執られていること。
- 三 専用の車両の使用により移動する場合は、安全な乗降場所を確保し、運転手とは別に保育者を同乗させる等必要な措置が執られていること。

(平二三規則三・追加、平二四規則一七・一部改正、平二七規則七〇・旧第九条繰上)

#### (過疎地域等)

第九条 条例別表の第八に規定する特別の事情があると認められる地域は、次に掲げる地

域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域に指定された地域
- 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項の辺地
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第二条の山村
- 四 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域に指定された地域

(平二三規則三・旧第九条繩下、平二七規則七〇・旧第十条繩上)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(平二八規則六二・旧附則・一部改正)

(職員資格に関する特例)

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例別表の第一の一の本文により幼稚園型認定こども園等に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同表の第二の一、二及び四の規定にかかわらず、同表の第一の一により幼稚園型認定こども園等に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認められる者にすることができる。

(平二八規則六二・追加)

- 3 条例別表の第二の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第六項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第六項において同じ。)をもって代えることができる。

(平二八規則六二・追加)

- 4 条例別表の第二の二により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者(同表の第二の二のただし書に規定する知事が別に定める者を含む。)については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則六二・追加)

- 5 一日につき八時間を超えて開園する幼稚園型認定こども園等において、開園時間を通

じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例別表の第二の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者、保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者(同表の第二の二のただし書に規定する知事が別に定める者を含む。)については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則六二・追加)

- 6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、条例別表の第一の一により幼稚園型認定こども園等に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	条例別表の第二の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	条例別表の第二の二により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者(同表の第二の二のただし書に規定する知事が別に定める者を含む。)	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	条例別表の第二の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者、保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者(同表の第二の二のただし書に規定する知事が別に定める者を含む。)	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

(平二八規則六二・追加)

附 則(平成二三年規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一七号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(認定を受けるための準備行為)

- 2 一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第四条第一項の規定による認定の申請を行おうとする者は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則(平成二七年規則第七〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(平27規則6・一部改正)

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所  
氏名又は名称 印  
(法人にあっては代表者の氏名)

認定こども園の認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の

規定により認定こども園の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称			
施設の形態	幼稚園 保育所 保育機能施設 (該当するものを○で囲んでください。)		
所在地			
認定こども園の名称			
認定こども園の園長の氏名		事業開始予定年月日	
保育を必要とする子どもに係る利用定員 (法第4条第1項第3号)		満3歳未満の者	人
		満3歳以上の者	人
保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員 (法第4条第1項第4号)		満3歳以上の者	人
(参考)認可定員	人	合計	人
開園日			
開園時 間	平日 ：～：	土曜日 ：～：	日・祝日 ：～：
教育又は保育の目標及び主な 内容			
子育て支援事業の内容			

添付書類

- 1 職員配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 認定こども園の長及び教育若しくは保育に従事する職員の資格を証する書類又はその写し(第8条第1項から第3項までに該当する場合にあっては、これらの規定に規定する書面を含む。)
- 3 認定こども園の位置及びその周辺の状況を示す地図
- 4 敷地、屋外遊戯場、園舎の平面図
- 5 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 6 提供するサービスの内容及び利用料
- 7 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
- 8 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類

- 9 保育者の資質向上等の計画に関する書類
- 10 子育て支援事業の内容を説明する書類
- 11 保育を必要とする子ども以外の子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
- 12 防災の計画に関する書類
- 13 教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の写し
- 14 情報提供等の方法を記載した書類
- 15 苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類
- 16 法第3条第5項第4号の基準を満たすことを証する書類
- 17 条例第5条の基準を満たすことを証する書類
- 18 条例別表の第八に規定する過疎地域等における特例の適用を受けようとする場合にあっては、就学前の子どもの教育及び保育の場を確保する必要性を記載した書類並びに市町村長の意見書
- 19 設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 20 財産目録
- 21 定款等
- 22 設置について、定款等で定める手続を経たことを証する書類(法人が設置する場合に限る。)
- 23 申請者(法人が設置する場合は代表者)の履歴書
- 24 役員名簿(法人が設置する場合に限る。)
- 25 法人の登記事項証明書(法人が設置する場合に限る。)
- 26 法第3条第5項第3号に係る市町村意見書
- 27 その他知事が特に必要と認める書類

#### 備考

添付書類19～26は、申請者が学校法人又は社会福祉法人以外の者である場合に限る。

#### 第2号様式(第3条関係)

(平24規則17・平27規則6・平27規則70・一部改正)

第 号  
年 月  
月 日

認定こども園の認定通知書

殿

大分県知事

印

年　　月　　日付けで申請のありました　　は、大分県幼稚園型  
認定こども園等の認定の要件を定める条例(平成18年大分県条例第49号)第　条に掲げる要  
件に適合していることを認め、下記のとおり認定こども園として認定します。

記

施設の名称	
認定こども園の名称	
所在地	
認定年月日	

第3号様式(第4条関係)

(平24規則17・平27規則6・一部改正、平27規則70・旧第4号様式繰上・一部改正)

年　　月　　日

大分県知事　　殿

申請者　住所  
氏名又は名称　　印  
(法人にあっては代表者の氏名)

変更届出書

年　月　日付け 第　号で認定を受けた認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

施設の名称		
認定こども園の名称		
所在地		
変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年　月　日	
変更の理由		

#### 添付書類

変更後において認定の要件に適合することを証する書類

#### 第4号様式(第6条関係)

(平27規則6・一部改正、平27規則70・旧第5号様式繰上・一部改正)

年　月　日

大分県知事　　殿

住所

設置者

氏名(名称及び代表者氏名) 印

#### 認定こども園運営状況報告書

年　月　日付け 第　号で認定を受けた認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により次のとおり報告します。

施設の名称				
所在地				
認定こども園の名称				
認定年月日				
5月1日現在の在籍児	区分	満3歳未	満3歳以上	計

童数 ※( )内は、利用定員		満		
	保育を必要とする子ども	( )人	( )人	( )人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	一	( )人	( )人
	計	( )人	( )人	( )人
(参考)認可定員				
開園日				
開園時間	平日	土曜日	日・祝日	
	: ~ :	: ~ :	: ~ :	

### 添付書類

- 1 職員配置の状況に関する書類
- 2 職員資格の状況に関する書類
- 3 当該事業年度の計画と前年度の実績に関する書類
  - (1) 教育及び保育に関する実施内容
  - (2) 保育者の資質の向上等に関する実施内容
  - (3) 子育て支援事業に関する実施内容
- 4 子どもの入所実績に関する書類
- 5 提供しているサービスの内容及び利用料に関する書類
- 6 その他知事が必要と認める事項を記載した書類